

社会福祉法人目黒区社会福祉事業団役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人目黒区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(2) 非常勤とは、勤務時間が社会福祉法人目黒区社会福祉事業団職員就業規則第27条に規定する所定労働時間に満たない勤務形態をいう。

(役員等の勤務形態)

第3条 事業団の役員等の勤務形態は、非常勤とする。

(報酬の年間総額)

第4条 評議員には、定款第8条で定める各年度の総額を超えない範囲で報酬を支給する。

2 理事には、各年度の総額が300万円を超えない範囲で報酬を支給する。

3 監事には、各年度の総額が34万円を超えない範囲で報酬を支給する。

(報酬の額等)

第5条 役員等の報酬の額は、次のとおりとする。

一 理事長 日額 23,000 円

二 常務理事 日額 15,000 円

三 理事（常務理事を除く） 日額 10,000 円

四 監事 日額 10,000 円

（但し、監査業務に従事した場合は、日額 23,000 円とする。）

五 評議員 日額 10,000 円

2 役員のうち事業団に常時勤務する職員である者には、この規程に基づく報酬は支給しない。

(費用弁償)

第6条 役員等が職務のため旅行したとき（会議に出席するための旅行及び勤務場所に出勤するための旅行を除く。）は、費用を弁償する。

2 役員等が職務のため旅行したときに支給する費用弁償の種類は、職員旅費規則（平成元年12月規則第5号）（以下「職員旅費規則」という。）に規定する旅費の種類に準じ支給する。

(支給方法等)

第7条 報酬は、役員等が勤務した当日又は勤務が終了した後、すみやかに勤務日数により計算した総額を支給する。

2 理事長の報酬は、月の1日から起算し末日を締切とした期間の勤務日数により計算した総額を月末で締め、翌月末までに支給する。

3 旅費の支給方法は、職員旅費規則の適用を受ける職員の例による。

(公表)

第8条 事業団は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(委任)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

付 則

1 この規程は、平成29年6月12日から施行する。

2 社会福祉法人目黒区社会福祉事業団役員等の報酬及び費用弁償に関する規則（平成8年5月13日事業団規則第2号）は廃止する。

付 則

この規程は、令和7年3月21日から施行する。